

業の主体  
の運可  
収許可

# 取り締まりと同一に

見直し 廃棄物処理法 報告書へ最終議論

廃棄物処理法の見直しを行う中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員

の会合が26日に開かれ、報告書取りまごめに向けた最終議論が行われた。これまで4案が示されていた産業廃棄物収集運搬業許可手続きの合理化では、「許可主体と取り締まり主体は同一にすべき」とし、都道府県が許可を許すという方向性が示された。また、排出事業者による実地確認に

ついては、処理業者の情報公開など並列に記載されることとなった。前回までの報告書案では、収運業の許可手続きの簡素化は、許可主体と取り締まり主体が異なるケースとして「都道府県ではなく、国が許可する」「主たる事務所の所在を管轄する都道府県が許可する」「さらには許可主体と取り締まり主体が同じ案として「政令市ではなく、都道府県が許可する」方向だ。

また、排出事業者責任の強化で挙げられていた処理現場の実地確認については、依然として「負担が大き」「実効性に疑問」などの意見も強いため、処理業者による情報提供など他の方法と並列的に記載、提言することとした。

許可証の提示を持って審査を事実不要とする」の4案が示されていた。委員からは許可主体と取り締まり主体が異なる場合、取り締まりの効力が弱まるなどの指摘も出ていたため、今回の報告書案では「許可主体と取り締まり主体は同一とする

ことを基本とすべき」と盛り込んだ。その上で、政令市ではなく都道府県が許可を行うべきとする方向だ。

これまでの議論を基に取りまごめた報告書案について近くパブリックコメントを募集。その結果を踏まえて12月をめどに次回の会合を開き、正式な報告書を策定する。